

平成28年第4回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成28年4月28日(木) 午後3時

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(19名)

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 1番 | 早津和一 | 委員 | 2番 | 高橋義勝 | 委員 |
| 3番 | 今井直敏 | 委員 | 4番 | 滝田文雄 | 委員 |
| 5番 | 我妻貢 | 委員 | 6番 | 山本繁夫 | 委員 |
| 7番 | 有賀良雄 | 委員 | 8番 | 鈴木滋夫 | 委員 |
| 9番 | 緑川喜文 | 委員 | 10番 | 齋藤茂 | 委員 |
| 11番 | 星保雄 | 委員 | 12番 | 和田一男 | 委員 |
| 13番 | 塩田一也 | 委員 | 14番 | 矢吹幸彦 | 委員 |
| 15番 | 大戸文治 | 委員 | 16番 | 本宮勝正 | 委員 |
| 17番 | 矢野正則 | 委員 | 18番 | 北野唯道 | 委員 |
| 19番 | 砂塚功 | 委員 | | | |

出席農地利用最適化推進委員(19名)

| | | | |
|------|----|-------|----|
| 茂木一男 | 委員 | 佐藤良一 | 委員 |
| 鈴木信秋 | 委員 | 樋口幹夫 | 委員 |
| 邊見芳正 | 委員 | 篠宮四郎 | 委員 |
| 斎藤一廣 | 委員 | 小泉光敏 | 委員 |
| 深谷昭 | 委員 | 矢内照美 | 委員 |
| 鈴木茂次 | 委員 | 橋本賢一 | 委員 |
| 深谷宏光 | 委員 | 高久亨 | 委員 |
| 円谷隆男 | 委員 | 秋元幸一 | 委員 |
| 山内喜一 | 委員 | 飛知和金一 | 委員 |
| 富永進 | 委員 | | |

3. 本日の提出議案

- 1 買受適格証明書類の申請について
- 2 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長 森 正 樹 主幹兼次長兼係長 橋 本 浩 一
主 査 高 橋 早 苗 主 事 高 畑 祥 史

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、平成28年第4回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、買受適格証明願関係が1件、農地法第3条関係が7件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係、こちらが13件、合わせて27件をご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 3時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆様、改めましてこんにちは。

田植えで大変お忙しい中、平成28年第4回の農業委員会の開催通知をいたしましたところ、大変お忙しい中、そして本日は特に足元の悪い中、お集まりをいただきまして大変ありがとうございました。新体制になりまして、新制度のもと新体制になりまして初めての会合となりますが、農業委員会としましては、28年度の第4回大会という、開会ということになります。また、過日、4月1日開催の臨時総会におきまして、委員各位のご支援を賜りまして会長の大役を拝命することとなりました。誠にありがとうございました。これからの3年間、精いっぱい務めてまいりたいと思いますので、皆様方のご支援とご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、最近の農業を取り巻く環境でございますが、農業経営者の高齢化の進行、後継者不足、それから耕作放棄地の増加など、問題が山積しております中、TPPの環太平洋経済連携協定、これは私ども農業関係者にとって大変深刻な問題でございます。最近の報道によりますと、承認案、関連法案とも今国会の承認断念という報道がございますが、引き続き系統—関連機関、団体と連携し、今後とも国の動向を注視していく必要があると考えております。そのような中ではありますが、我々農業委員、それから農地利用最適化推進委員におきましては、農地法の法令業務の公平、公正な運用はもとより、優良農地の確保、有効利用、担い手の確保、育成などの農業振興にますます努力していかなければならないと考えております。

なお、新体制になりました今回からは、委員会での調査報告につきましては、基本推進委員さんより報告をしていただきたいと思います。

なお、委員会の中では、全委員、農業委員、農地利用最適化推進委員、いずれも地区担当

委員ということでお呼びいたします。

長くなりましたが、それでは、平成28年第4回白河市農業委員会総会を開会いたします。
よろしく願いいたします。

◎議事録署名人選出

会 長 議会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、3番、今井直敏委員、4番、滝田文雄委員の兩名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 欠席委員は無し。全員の出席でございます。

◎議案第1号

会 長 続きまして、議案第1号 買受適格証明願いの申請についてを審議することにいたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、議案書2ページをごらんください。

なお、議案における申請人等につきましては、この先敬称等を略させていただくことをご了承願います。

議案第1号 買受適格証明願いの申請について。買受適格証明願について申請があったので、買受適格証明の交付について審議を求める。平成28年4月28日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をいたさせます。

事務局(高橋主査) それでは、3ページをごらんください。買受適格証明についてご説明いたします。

今回申請農地の差し押さえ者は、白河地方広域市町村圏整備組合でございます。差し押さえされた農地を取得するためには、農業委員会の買受適格証明の交付を受ける必要があります。願ひ出人が農地買受適格者か否かを農地法第3条の基準に沿ってご審議いただくものです。附帯決議といたしまして、決定を受けた者が申請物件の買受決定者となった際には、今

回の審議の承認をもって所有権移転の許可証を交付するものであります。

この農地につきましては、以前に2回ほど入札による公売公告を実施いたしましたが、入札参加者がおらず、今回随意契約による売却を実施するものです。

それでは、その1についてご説明いたします。

【その1朗読】

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 買受適格証明申請についてを審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

高久委員 大信地区推進委員の高久亨です。

今回の申請について、今月の24日に北野唯道委員さんと現地を調査してきました。申請人に直接お会いして、あと現地も確認してきましたので、何ら問題ないかと思っております。皆さんの審議よろしくお願ひしたいと思います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、買受適格証明願いの申請について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議することにいたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、議案書4ページをごらんください。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成28年4月28日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をいたさせます。

事務局(高橋主査) それでは、5ページをごらんください。農地法第3条についてご説明

いたします。

【その1からその7朗読】

以上、その1からその7までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 白河西部地区担当の推進委員、佐藤良一です。

今回の申請につきましては、4月の22日に譲渡人にお会いしました。この内容についてお聞きしましたところ、間違いのないということでございます。それから、譲受人には、4月の23日にお宅にお邪魔しまして、現地のほうを確認しながら確認させていただきました。この申請についても間違いのないということでございました。また、この農地は譲受人の農地続きということでございまして、今までも譲受人のほうでも多少手入れをしていたということで、何ら問題ないものと思っております。申しおくれましたけれども、私と農業委員の早津和一さん2人で確認いたしました。

以上、確認についてご報告申し上げます。皆様方のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古関地区担当の深谷宏光です。

今回の申請につきましては、去る4月20日、今井直敏委員さんと現地調査を行いました。譲渡人には4月17日に、また、譲受人には4月16日に、双方とも遠方のため、電話で申請内容について間違いのないことを確認いたしました。現地立ち会いは行政書士に確認、内容について間違いありません。皆様のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当推進委員の邊見です。

今回の申請について、去る4月21日、午前9時より高橋義勝農業委員さんと譲渡人、譲受人の立ち会いのもと、現地確認と申請内容について聞き取りし、相違ないことを確認いたしました。周辺農地には特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区推進委員の鈴木信秋です。

今回の申請につきまして、去る4月の19日、私と齋藤農業委員並びに譲渡人、譲受人の4人して現地立ち会いをいたしまして、両名から申請内容について聞き取りいたしました。申請内容のとおりということではありますが、前回は、土地を持っていた譲渡人は耕作しておりませんでした。今回、譲受人は、ぜひ畑ということに耕作をお願いしたいということをお願いしましたところ、畑作を耕作しますというふうな確約をいただいています。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇地区担当の推進委員の深谷昭と申します。

過日、19日ですね、有賀良雄農業委員と、現地で譲受人と立ち会いまして、この土地は譲渡人と貸借関係にある土地でして、それを譲受人が引き受けたということでもあります。譲受人は酪農をやっております、牛、生乳ですね、10頭飼っておられまして、3条の申請に何ら問題ないと思いますが、皆様のご審議よろしく申し上げます。

それから、譲渡人には、有賀委員が以前連絡をとってありまして、何ら問題ないということでもあります。

以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷宏光です。

今回の申請につきましては、去る4月19日に今井直敏委員さんと現地調査を行いました。

譲渡人、譲受人には、4月19日にお会いし、申請内容について確認いたしました。双方とも

申請内容について間違いのないことでした。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷です。

今回の申請につきましては、やはり去る4月19日に今井直敏委員さんと現地調査を行いま

した。譲渡人と、譲受人には、4月19日にお会いし、申請内容について確認したところ、間

違いないということでもございました。双方とも申請内容に間違いのないことなので、皆

様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議することいたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 8ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の

規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成28年4月28日提出。会長砂塚功。

会 長 農地法第5条その1を審議いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、9ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当推進委員の邊見です。

今回の申請について、去る4月25日、譲渡人、譲受人立ち会いのもと、現地調査と申請内容について確認をいたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の農地転用による周囲農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、14ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、非線引き都市計画法用途地域内の農地、工業地域に指定されていることから、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 白河西部地区担当の佐藤良一です。

この案件につきましては、4月の23日に農業委員の早津和一さんと2人で確認をさせていただいております。譲渡人遠隔地でありますので、電話で確認をいたしました。この申請内容について間違いのないということございませました。それから、譲受人には電話で確認をい

たしました。なお、現地のほうには、担当者を立ち合わせるということで、この申請についていろいろ確認をいたしましたところ、申請の内容は間違いないということでございます。地図をちょっと見ていただくとわかるんですけども、隣接する畑が一部残るんですが、北側なんです、道路が東側にありますので、うちが建ったとしても西寄りになるということで、日照の問題も大丈夫ではないのかということでございます。我々は問題のないものと考えております。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、19ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員 大信信夫1地区担当推進委員の円谷隆男です。

今回の申請について、去る4月の24日、塩田一也委員さんと現地調査を行いました。譲渡人は当日来られないということで、電話で申請内容の確認をしました。譲受人は現地に来ていただきまして、4月の24日と現地で確認をしました。今回の転用による周辺農地への影響はないと思われまますので、皆様の審議をよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、24ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては第2種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的

は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る4月23日に和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人の息子さんと、譲受人に立ち会っていただきました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、29ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

高久委員 大信大屋地区の推進委員の高久亨です。

今回申請について、去る24日に北野唯道委員さんと現地調査を行いました。設定人の立ち会いで現地を見てきたんですが、被設定人はちょっと仕事の関係上来られないということで、電話、後日電話で確認したところ、この件に対して問題ないということを確認しましたので、問題ないかと思ひますので、皆さんの審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、34ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許

できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われしますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷地区担当推進委員の橋本です。

今回の申請について、去る4月23日に鈴木滋夫委員さんと譲渡人、譲受人の4人で現地調査を行いました。申請内容についても確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺の農地への影響については、特に問題ないと思われれます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 39ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。平成28年4月28日提出。会長、砂塚功。

会 長 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、13番、塩田一也委員の退席を命じます。

(13番 塩田一也委員 退場)

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第13号について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第13号について、原案のとおり承認いたします。

塩田一也委員の入場を認めます。

(13番 塩田一也委員 入場)

◎その他

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ございませんか。

なければ、事務局よりお願いいたします。

事務局長 それでは、事務局より連絡事項を申し上げます。

まず、1点目でございますが、総会終了後、10分間ほど休憩をとりまして、その後、農政課及び農林整備課より平成28年度の主要事業について説明をさせていただきます。

2点目でございますが、次回の総会につきましては、5月31日火曜日、午後2時よりこの場所において開催をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長 ほかに総体的に皆様ご質問、ご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして平成28年第4回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 4時00分)
